KPMG

KPMG Japan Tax Newsletter

17 September 2026

飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱

I. 給付付き税額控除及び就業者負担軽減支援金を巡る動向
1. これまでの検討経緯 2
2. 就業者負担軽減支援金の導入方針 2
II. 2027年度及び2028年度の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ
1. 飲食料品に係る消費税率の特例 2
2. 飲食料品に係る消費税率の特例に関する所要の措置 3

2026年9月15日、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（PDF 544KB）が閣議決定されました。

このTax Newsletterでは、本大綱で示された内容のうち、主に飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの概要についてお知らせいたします。

なお、必要な法制上の措置等を可及的速やかに講ずるため、本大綱に基づく関連法案が、10月上旬に召集されるとみられる臨時国会に提出され、審議される見込みです。

本大綱は飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入の方針を示すものであり、制度の詳細は、関連法案の公表並びに法律及び政省令の公布を待たなければなりません。また、今後の国会審議等によりその内容に変更が生じる可能性がありますので、ご留意ください。

《参考情報》

本大綱において「関係府省庁は、制度の詳細についてできる限り早急に公表して広報活動を開始するとともに、国民や地方自治体への丁寧な周知広報を行うこと」とされたことを踏まえ、国税庁は2026年9月15日、「消費税率引下げ特設サイト」を開設し、本大綱で示された内容のうち、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げについて説明する資料を公表しました。

© 2026 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserve

I. 給付付き税額控除及び就業者負担軽減支援金を巡る動向

1. これまでの検討経緯

2026年2月、国民の受益と負担に深く関わる「社会保障と税の一体改革」について、政府及び参加政党間で検討を進めるための社会保障国民会議が設置されました。同会議では、有識者会議及び実務者会議において「給付付き税額控除」と「食料品の消費税率ゼロ」について議論が積み重ねられ、同年7月、それまでの議論を踏まえ、給付付き税額控除等に関する「中間とりまとめ」が公表されました。

これを受け、同年8月、「中間とりまとめ」の内容を十分尊重しつつ、政府としての基本方針を定めた「『給付付き税額控除』の制度導入の基本方針」が閣議決定されました。

2. 就業者負担軽減支援金の導入方針

本大綱では、上記「中間とりまとめ」及び「『給付付き税額控除』の制度導入の基本方針」に基づき、以下の方針が示されました。

- これまでにない「所得に応じたきめ細かな給付」を行う新たな制度として、就業者負担軽減支援金（以下、「支援金」）を導入する。
- その際、2029年度における支援金制度の本格導入までの「つなぎ」として、2027年4月から2年間に限り、「軽減税率の対象となっている飲食料品に係る消費税率の1%への臨時的な引下げ」と「飲食料品に係る消費税1%相当分の範囲で実施する支援金制度」を組み合わせて行い、その後の支援金制度の本格導入に円滑に接続していく。

なお、支援金制度は、本格的な「給付付き税額控除」を導入する第一歩であり、制度の将来像については継続して検討を行うこととされています。

II. 2027年度及び2028年度の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ

1. 飲食料品に係る消費税率の特例

（1）特例の概要

現行制度上、消費税の標準税率は10%（国税7.8%、地方税2.2%）ですが、以下の品目については軽減税率8%（国税6.24%、地方税1.76%）が適用されています。

- 飲食料品（酒類、外食等を除く。）
- 週2回以上発行される新聞の定期購読分

本大綱では、現下の物価の上昇に鑑み、2027年4月1日から2029年3月31日までの間に事業者が国内において行う飲食料品の譲渡（以下、「特例対象課税資産の譲渡」）及び保税地域から引き取られる飲食料品（以下、「特例対象課税貨物」）について、消費税の税率を1%（国税0.78%、地方税0.22%）（以下、「特例税率」）とする特例 (*) を創設することが示されています。

© 2026 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

なお、2029年3月31日に特例税率の適用期間が終了し、同年4月1日から飲食料品の適用税率が8%に引き上げられる点に関し、本大綱には、いわゆる景気判断条項（消費税率の引上げの実施を、経済状況等を総合的に勘案したうえで決定する旨を定める条項）を設ける旨は示されていません。

(*) この特例の留意点は以下のとおりです。

- 特例税率の適用対象とされる飲食料品の範囲は、現行の軽減税率制度における範囲と同様とされる。
- 週2回以上発行される新聞の定期購読分に係る消費税率については、本特例の対象外であり、引き続き8%の税率が適用される。
- 特例対象課税資産の譲渡に関し、売上げに係る対価の返還等、貸倒れ、仕入れに係る対価の返還等があった場合等については、特例税率に基づき計算することとされる。

		～2027 年 3 月 31 日	2027 年 4 月 1 日～ 2029 年 3 月 31 日	2029 年 4 月 1 日～
標準税率対象品目		10%	10%	10%
軽減税率対象品目	飲食料品	8%	1%	8%
	週 2 回以上発行される新聞の定期購読分		8%	

（2）定期供給契約（予約販売）及び通信販売に係る経過措置

以下に掲げる定期供給契約（予約販売）及び通信販売による飲食料品の譲渡については、特例税率を反映した契約変更等が困難な事例が生じること等が想定されることを踏まえ、特例対象課税資産の譲渡から除外され、引き続き8%の税率が適用される経過措置が設けられます。

- 2027年1月1日前に締結した定期供給契約（不特定かつ多数の者に定期的に継続して供給する契約をいい、特例税率を前提とするものを除く。）に基づき同年4月1日前に対価の領収をしている同日以後に行われる飲食料品の譲渡（その対価を領収している部分に限る。）
- 通信販売の方法により2027年1月1日前にその販売条件の提示（特例税率を前提とするものを除く。）が行われ同年4月1日前に申込みを受けた同日以後に行われる飲食料品の譲渡

2. 飲食料品に係る消費税率の特例に関する所要の措置

（1）消費税の納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例

現行制度では、免税事業者が課税事業者となり本則課税（原則的な計算方法）の適用を受けようとする場合には「課税事業者選択届出書」を、簡易課税制度の適用を受けている事業者が本則課税に移行しその適用を受けようとする場合

© 2026 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

には「簡易課税制度選択不適用届出書」を、原則としてそれぞれその適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。

また、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、原則として、その適用を開始した課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出することはできません（以下、「2年間の継続適用要件」）。

そのため、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げに伴い、売上に係る消費税額より仕入に係る消費税額が大きくなると見込まれる場合において、還付申告が可能な本則課税に移行しようとしても、2027年4月1日の属する課税期間がすでに開始している事業者や簡易課税制度における2年間の継続適用要件を満たしていない事業者は、上記の制限により、現行制度上、本則課税に移行できないこととなります。

これを踏まえ、課税事業者選択届出書等の提出について、以下の措置が講じられます。

- 飲食料品の譲渡を行う免税事業者が、2027年4月1日の属する課税期間から課税事業者となることを選択する場合において、その課税期間の末日までに課税事業者選択届出書を提出したときは、その課税期間の初日の前日に提出したものとみなす。
- 簡易課税制度選択届出書を提出している飲食料品の譲渡を行う事業者が、2027年4月1日の属する課税期間について簡易課税制度の適用をやめようとする場合において、その課税期間の末日までに簡易課税制度選択不適用届出書を提出したときは、その課税期間の初日の前日に提出したものとみなすほか、簡易課税制度を選択した場合の2年間の継続適用要件は適用しないこととする。

この措置により、2027年4月1日の属する課税期間がすでに開始している事業者や、2027年4月1日の属する課税期間について簡易課税制度における2年間の継続適用要件を満たしていない事業者であっても、柔軟に本則課税への移行を検討することが可能となります。

（2）飲食料品の譲渡に係る簡易課税制度の特例

簡易課税制度の適用を受ける事業者においては、飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの後も、現行制度上は飲食料品の譲渡について一定の納付税額が発生する一方、仮に本則課税を適用していれば納付税額が発生しない場合が多いと見込まれます。

これを踏まえ、簡易課税制度において可能な最大限の対応として、簡易課税制度の適用を受ける事業者が特例対象課税資産の譲渡を行った場合における特例対象課税資産の譲渡に対応する仕入控除税額については、業種区分にかかわらず、その特例対象課税資産の譲渡に係る売上税額と同額とする特例が設けられます。この特例により、特例対象課税資産の譲渡による納付税額は生じないこととなります。

© 2026 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

また、適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる2割特例 (*1)・3割特例 (*2)）の適用を受ける場合についても、上記特例と同様の取扱いとされます。

なお、この特例を適用する場合には、特例対象課税資産の譲渡以外の課税資産の譲渡等に係る売上税額に基づき、現行の簡易課税制度等が適用されることとなります。

(*1) 適格請求書発行事業者の登録により免税事業者から課税事業者となった者（個人事業者及び法人）が、2023年10月1日から2026年9月30日までの日の属する課税期間における消費税の申告において、納付税額をその課税期間における課税標準額に対する消費税額の20%とすることで簡易に計算できる経過措置をいいます。

(*2) 適格請求書発行事業者の登録により免税事業者から課税事業者となった者（個人事業者に限られます。）が、2027年及び2028年に含まれる課税期間における消費税の申告において、納付税額をその課税期間における課税標準額に対する消費税額の30%とすることで簡易に計算できる経過措置をいいます。

（3）消費税の中間申告書の記載事項等の特例

飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの影響により、納付税額が減少する事業者においては、直前の課税期間の確定消費税額に基づき計算することとなる中間申告税額が過大となることが見込まれます。

これを踏まえ、そのような事業者の中間申告税額について、以下の措置が講じられます。

- 2027年4月1日以後に開始する中間申告対象期間 (*1) に係る中間申告書に記載すべき中間申告税額については、直前の課税期間において行われた飲食料品の譲渡及び飲食料品の譲渡に係る課税仕入れ並びに保税地域から引き取られる飲食料品について、特例税率が適用されたものとした場合の消費税額に基づき計算した中間申告税額（その中間申告税額がない場合には、零）を記載できることとする。
- 2029年4月1日以後に開始する中間申告対象期間 (*2) に係る中間申告書に記載すべき中間申告税額については、直前の課税期間において行われた特例対象課税資産の譲渡及び特例対象課税資産の譲渡に係る課税仕入れ並びに特例対象課税貨物について、特例税率が適用されないものとした場合の消費税額に基づき計算した中間申告税額（その中間申告税額がない場合には、零）を記載できることとする。

この措置により、飲食料品に係る税率の変更を反映した中間申告税額を計算することが可能となります。

(*1) この中間申告対象期間については、上記（2）の適用があるものとして、この特例を適用できることとされます。

© 2026 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

(*2) この中間申告対象期間については、上記（2）の適用がないものとして、この特例を適用できることとされます。

（4）飲食料品の譲渡に係る消費税の総額表示義務の特例

事業者は、不特定かつ多数の者（消費者）に対してあらかじめ価格を表示する場合には、消費税額を含めた税込価格を表示しなければならないとされています（総額表示義務）。

飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げにあたり、消費者にとっては総額表示が分かりやすいこと等も踏まえ、総額表示義務は維持することとされます。一方で、税率変更時に適切な税率での総額表示が間に合わない状況が発生する可能性もあります。

こうした状況を踏まえ、総額表示義務に直ちに対応することが困難な事情がある場合に限り、事業者が表示しなければならない飲食料品の税込価格について、下表に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ下表に定める特例表示価格を表示することができることとされます。ただし、その事業者が、その表示する特例表示価格が本来表示すべき税込価格であると誤認されないための措置を講じていることが条件とされます。

期間	特例表示価格
2027年4月1日から同年5月31日まで （税率1%へ引下げ後2ヵ月間） 及び 2029年2月1日から同年3月31日まで （税率8%へ引上げ前2ヵ月間）	軽減税率（8%）に基づく税込価格
2027年2月1日から同年3月31日まで （税率1%へ引下げ前2ヵ月間） 及び 2029年4月1日から同年5月31日まで （税率8%へ引上げ後2ヵ月間）	特例税率（1%）に基づく税込価格

この特例により、上記の条件を満たすことを前提に、各税率変更日の前後それぞれ2ヵ月間は、飲食料品について、8%又は1%のいずれの税率に基づく税込価格を表示することも認められます。

上記のほか、所要の措置が講じられます。

© 2026 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

KPMG税理士法人

〒106-6012
東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー
TEL: 03-6229-8000
FAX: 03-5575-0766

〒530-0005
大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F
TEL: 06-4708-5150
FAX: 06-4706-3881

〒450-6426
愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12
大名古屋ビルヂング26F
TEL: 052-569-5420
FAX: 052-551-0580

〒600-8007
京都府京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60
日本生命四条ビル6F
TEL：075-353-1270
FAX：075-353-1271

〒730-0031
広島県広島市中区紙屋町2-1-22
広島興銀ビル7Ｆ
TEL: 082-241-2810
FAX: 082-241-2811

〒810-0001
福岡県福岡市中央区天神1-12-14
紙与渡辺ビル4F
TEL: 092-712-6300
FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.